

日 時：令和3年6月24日（木）18時30分～19時25分
場 所：克雪管理センター
対象地区：切明・葛川・平六・温川・井戸沢・大木平・一本木
参加人数：11名

■要望、質疑応答

内 容
<p>○葛川地区集会所の移転建築要望について (市民から) 集会所の移転先は、旧葛川小中学校を解体した跡地と考えてよいか。それまで克雪管理センターを使用する場合、水道の配管が弱っているので直していただけるのか。</p> <p>(市から) ・今のところは、その予定で準備を進めている。 ・今年度、町会長立会いの下、施設建築課と支所職員が克雪管理センターの配管を確認したが、使用可能と判断した。来年度の予算案作成が11月頃になるので、もう一度施設建築課に確認し、修繕が必要であれば修繕しながら新集会所建設まで維持したいと考えている。</p>
<p>○道路のセンターラインについて (市民から) 切明のフォレストパークひらかわ（旧いわなの村）が営業を開始し、車両の通行量が増えたが、道路にセンターラインがないため危険である。除雪でセンターラインが削られているが補修されていないので、センターラインを引いてほしい。</p> <p>(市から) ・センターラインを引くためには道幅が5m50cm必要なため、現地を確認する。</p>
<p>○善光寺平への道路について (市民から) 善光寺平へ向かう道路を補修してほしい。建設課に何度も相談しているが、予算がつかないようで補修されない。今年また営林署で伐木を搬出しているため、さらに道路がゆがんでいる。一度市長も現場を確認し、なるべく早く補修してもらいたい。</p> <p>(市から) ・最近、伐木搬出が非常に多く、善光寺平だけでなく他の路線も破損が見られ、業者へ補修させた経緯がある。善光寺平線の状況を確認し、補修に向け準備を進めたい。 ・善光寺平への道路については、今までも住民の人数が少なく、側溝の泥上げや草刈りな</p>

どに苦勞しているということだったが、引き続き町会で対応いただきたい。しかし、道路補修などは現場を確認し、対応したい。

- ・市内 66 町会から出された町会要望の中で、建設課が緊急・重要と考える場所は、市長が建設課に同行し現地を確認している。今年度も機会があれば現場を確認したい

○善光寺平の水道について

(市民から)

沢から水を引いて使用しているが、タンクがかなり古くなり塗装がはがれている。一昨年、農林課で確認し「この件について持ち帰り相談する。」とし、後日回答するとの話だったが、その後連絡がない。

(市から)

- ・善光寺平の水道のタンクについては、平成 30 年 11 月にその件について伺っており、その後農林課による現地確認を行った。現場を確認し、業者にどれくらいの費用がかかるかなど見てもらった結果、見た目は古いが早急に改修する必要性は低いとのことだったが、全体を改修すればどれくらいかかるか業者に相談している状況である。ご連絡しておらず申し訳なかった。

○簡易水道について

(市民から)

一本木地区は組合が管理している簡易水道のため、市で管理する水道へ経営統合できないか何年も前からお願いしている。早急に検討をお願いしたい。

(市から)

- ・昨年度お話を伺い関係課と協議したが、他の組合の簡易水道との兼合いもあり、一本木だけ市の水道へと移行することは難しい。今のところは組合の水道でお願いしたいという結論となった。

(市民から)

今のところは一本木水道組合で対応するが、貯水槽の修繕に去年は 150 万円かかるなど、限界に近づいている。例えば、10 年を目途に他の地区も合わせて市が運営する簡易水道にするなどの計画を示してほしい。

(市から)

- ・東部地区は津軽広域水道企業団の水ではなく、井戸を掘りボーリングした水や沢の水を消毒し使用するなど、さまざまだと思う。今後については、関係課と協議していく。

(市民から)

管理している人が高齢になり、若い人は状況がほとんどわからない状態である。今後もこの状況が続くのは大変なので、よろしくお願ひしたい。

○大木平へ向かう道路について

(市民から)

小木平から大木平へ行く道路の途中の一番の低い場所(ガードレール設置箇所)だが、10年くらい前からカーブ外側の沢付近の法面部分が崩れている。内側に道路を作ってもらったが、また崩れている。沢の水が原因で危険である。沢が深いので埋めることはできないと思うが、何とかできないか

(市から)

- ・その場所は、排水のためコルゲートパイプが道路を横断している箇所である。そのパイプが半分くらい土砂で埋まっているため、土砂を撤去してほしいという話があり、今日現場に行き、内側のコルゲートパイプのほうだけ確認してきた。
- ・沢が深いため、構造物を付けることは経費がかかり現実的でない。前回は営林署の許可をもらい、土地の貸付を受けて内側に道路を作った。現状を確認し、対策を考えたい。

○道路の拡幅について

(市民から)

大木平から温川へ行く道路について、破損箇所だけを補修することになっていたが、できれば拡幅してほしい。

(市から)

- ・温川から大木平へ向かう路線は、以前から路線全体を改良してほしいというお話を伺っていた。去年確認した、部分的に擁壁が倒れている箇所だけでも先に対応するというこゝで、契約発注の準備をしている。構造物まで付けられるかはわからないが、広い場所なので盛り土をして幅を出す計画である。

○新型コロナウイルスワクチン接種について

(市民から)

6月28日からワクチン接種の予約受付が開始となるが、どの製薬会社が製造したワクチンを使用するのか。

(市から)

- ・ファイザー社製である

○新型コロナウイルスワクチン接種に係る電話予約について

(市民から)

80 歳以上の母親がおり、ワクチン接種の電話予約をしようとしたが、1 日中かけても電話がつながらなかった。電話回線を増やした後でもつながらなかった。次の日朝に電話はつながったが、予約が締め切られていた。他県では、市がワクチン接種日を指定しているところもあるので、そのような方式をとれないのか。指定日が都合悪ければ、電話で接種日を変更する方式はできないのか。

(市から)

・当初、ワクチン接種の予約電話は 5 回線の予定だったが、16 回線に対応している。それでも電話がつながらないという苦情を受けている。80 歳以上の方がパソコンやスマートフォンから予約するのは無理だと思うが、web 予約も併用している。現在、水曜日になるとほとんど予約の電話はならない状況である。

(市民から)

その後、個別接種の予約ができたが、今後ワクチン接種の対象となる 64 歳以下は人数が多いので、市が接種日を指定し、都合が悪い人が日にち変更する方式に変えてはどうか。

(市から)

- ・そのような提案も受けている。5 月 10 日から集団接種が始まったが、その頃は平川市に入ってくるワクチンの量が 1 箱、975 回分であった。ワクチン量が少ない中では、地区や人を指定すると先が見通せず、指定しても結果的にワクチンが入らないという状況が懸念された。
- ・今後 64 歳以下の接種が始まるが、勤めている方や学生などであるため、これまでのやり方は合わない。仮に接種日を指定しても、ほとんどの人が日程があわず変更やキャンセルの電話をすることになると想定している。職域接種もさかんになってきているので、それぞれの都合に合わせた接種方法を選び、接種していただきたい。
- ・接種日を指定することが接種勧奨とみなされることも困るので、接種日を指定せず現在の予約受付方法に至っているので、ご理解いただきたい。
- ・ワクチン接種に関して平川市の弱いところは、医者や看護師が普段の業務もやりながらとなることである。弘前市は、開業医が多いので開業医で予約受付しているが、自治体により異なる。
- ・電話予約に関しては、65 歳以上の方の分のワクチンは確保しているので、あせらず時間をおいてから電話していただきたい。
- ・64 歳以下のワクチン接種については、県総合健診センターにお願いし、800 人程度の集団接種を計画している。できるだけ多くの希望者にワクチン接種していただきたい

○イベントの開催基準について

(市民から)

コロナ禍で市のイベントが中止や延期になっている。東部地区運営員会でも3年くらい前から事業を計画していたが、中止となった。ワクチンの集団接種が始まったが、市のイベントや行事を開始する時期など見通しはあるか。

(市から)

- ・今はだいぶ感染状況が落ち着いてきていると思うので、各団体が3密を避け、手指消毒、換気など感染防止対策を徹底すれば、付近でクラスターが発生したり飲酒を伴うなどでない場合は、開催してもかまわないと考えている。
- ・聖火リレーは、沿道に集まる人を制止することができないため中止した。夏に延期した成人式も12月26日まで再延期するなど不特定多数の人や県外からの来客が集まるイベントは中止や延期している。この決断をしたときは、弘前保健所管内で感染源不明のクラスターが発生していた。

○飲食店のアルコール提供について

(市民から)

テレビを見ると、東京などでは飲食店でのアルコールの提供が禁止されているが、平川市はどうなっているのか。

(市から)

- ・東京などは、新型インフルエンザ等対策特別措置法により、知事が飲食店へアルコールの提供禁止や時短営業の要請をしている。青森県ではそこまで感染拡大していないので、法律に基づく要請はしていない。そのため、平川市でも法律による要請は適用にならない。
- ・あくまでも市が進めているのは、感染防止対策の徹底である。国や県の飲食店用の基準に基づき、店員のマスク着用・消毒液やアクリル板の設置などのガイドラインを設けて、担当課職員が各店舗へ出向きチェックしている。市内には110店舗ほどあるが、ほとんどの店に安全宣言という形でガイドラインを遵守していただき、チェックに合格すれば認証ステッカーを貼っている。また、青森県でも同じように行政が確認し、認証する取り組みを進めている。

(市民から)

行政の対応が遅い。そういったことは去年からやっていなければならない。スーパーやコンビニエンスストアなど感染防止対策をきちんとやっている店は多い。感染防止対策をきちんと指導すれば問題はないのではないか。

(市から)

- ・当初、市の基準を作ったが、その後に示された県の基準に併せて再度基準を作成し、飲食店等に周知している。

- ・ 飲食業に携わる方が一番コロナの影響を受けていると考え、令和3年1月から5月までの任意の3か月間の売上額が、令和元年または令和2年の同期間の売上額と比較し、20%以上減収した事業者に対し、売上減少額か20万円のいずれか低いほうを交付する。亚克力板の設置費も去年までは要した費用の2分の1の助成だったのを4分の3まで拡充する。昨年度は別の形の支援をしており、今年度はそういった形で支援するのでご理解願いたい。